

平成29年度第2回
東京都景観審議会計画部会議事録

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

平成29年度第2回東京都景観審議会計画部会議事録

I 日 時

平成29年10月19日（木） 9：35～10：55

II 場 所

都庁第二本庁舎31階 特別会議室25

III 出席者

【委員】河島部会長、加藤委員、高見委員、田中委員、内藤委員、古谷委員

【事務局】久保田都市づくり政策部長、遠藤屋外広告物担当課長、米田緑地景観課長、
寺沢景観担当課長 ほか

IV 議事次第

1 開 会

2 議 事

<審議事項>

○文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導について（向島百花園・旧安田庭園）

<報告事項>

○大規模建築物等の事前協議制度における屋外広告物について

○「東京都景観計画」によるこれまでの取組

3 閉 会

V 配付資料

資料1 文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導について
（向島百花園・旧安田庭園）

資料2 大規模建築物等の事前協議制度における屋外広告物について

資料3 「東京都景観計画」によるこれまでの取組

○米田緑地景観課長 定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第2回東京都景観審議会計画部会を開会させていただきます。

本日はお足元の悪い中、また、ご多忙のところ当部会にご出席いただき、ありがとうございます。

部会長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます、緑地景観課長の米田です。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

初めに、現在、出席の委員の方は6名でございます。東京都景観審議会規則第6条第4項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

次に、本日お手元にお配りした資料をご説明させていただきます。議事次第、配付資料、資料1から資料3となります。

また、東京都景観計画、東京都景観色彩ガイドラインの冊子、紙ファイルでとじてあります「景観法、東京都景観条例、東京都景観審議会運営要綱、規則」を机の上に置かせていただいております。

全ておそろいでしょうか。不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、そろっていらっしゃるようですので、進めさせていただきます。

まず、事務局の変更について紹介いたします。都市づくり部政策部長、久保田でございます。

○久保田都市づくり政策部長 おはようございます。都市づくり政策部長の久保田でございます。

計画部会の委員の皆様には、日ごろから東京都の景観行政にご尽力を賜り、まことにありがとうございます。本日も、文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導などにつきまして、ご審議いただきます。引き続き、よろしくお願いいたします。

○米田緑地景観課長 それでは、東京都景観審議会運営要綱第15条第4に基づき、河島部会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○河島部会長 あまり良い天気ではない中、ご多忙の折、皆様、本部会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

次第にございます審議事項に入ります前に、本部会の公開、非公開についてでございますが、前回の部会の段階で、本日の議事は、事前協議案件の審議を予定しているとのことでしたので、東京都情報公開条例第7条第3号の規定に該当するということで、非公開の決議をさせていただきました。

しかしながら、お手元の次第のとおり、本日の議事については変更がございまして、今回、個別の事前協議案件がなくなりましたので、改めて公開、非公開についてお諮りをさせていただきたいと思います。

本日の議事事項は、東京都情報公開条例第7条各号にいずれも該当しないと考えられます。このため、公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河島部会長 ありがとうございます。それでは、本日の会議については公開として進めさせていただきます。

特に傍聴人の方は現在いらっしゃらないということによろしいですね。

○事務局 はい。

○河島部会長 それでは、審議事項に入りたいと思います。

最初に、審議事項「文化財庭園等の眺望の保全に関する景観誘導」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 ご説明申し上げます。

文化財庭園等の眺望の保全でございますが、東京都景観計画では12の文化財庭園等を対象としております。

現在、10庭園等につきまして、区域の指定を行い、景観誘導に取り組んでおります。

お手元の資料1をご覧ください。

ご説明申し上げます向島百花園・旧安田庭園は、景観行政団体であります墨田区が景観計画に「歴史・文化景観拠点」として定めておりまして、庭園から周辺の200～300メートル程度の範囲におきまして、高さ15メートル以上の建築物を対象に、届出により建築物の色彩の規制、形態・高さ・意匠の誘導等を図っております。

また、庭園から周辺100～300メートル程度の範囲におきまして、高さ15メートル以上の屋外広告物を禁止しております。

こちらの二つの庭園の周辺におきまして、近年さらに開発の動向が活発化しているということから、届出制度と屋外広告物規制によるこれまでの対応に加えまして、大規模建築物等の事前協議案件に対する景観誘導が必要となってきました。

今回ご審議いただきます景観誘導の青線の範囲をお示しさせていただきたいと思います。

図面のほうは旧安田庭園をお示ししております。こちらの図面の青線でございます。庭園から周辺1キロメートル程度、大規模建築物等を対象に眺望地点からのシミュレーショ

ン図を作成し、景観誘導を図っていく範囲でございます。

次に、庭園の概要でございます。

一つは向島百花園でございます。国指定名勝及び史跡で、昭和53年10月に指定されております。江戸の町人文化が開いた文化・文政期につくられた民営花園でございます。園内は草本類を多数栽培し、池泉、石碑などを巧みに配した庭園でございます。昭和13年に東京市に寄附され、翌14年7月に開園しております。

もう一つ、旧安田庭園でございます。都指定名勝で、平成8年3月に指定を受けております。元禄年間に作庭されたと言われておりまして、かつては隅田川の水を引いた汐入の池泉廻遊式庭園でございます。安田財閥の創始者であります安田善次郎により明治27年に新たに作庭され、大正11年には東京市に寄附され、一般に開放されております。その後、墨田区に移管し、改修工事後、昭和46年に開園となっております。

資料を一枚おめくりいただきまして、まず、向島百花園について、ご説明申し上げます。

文化財庭園等の眺望地点の考え方でございますが、庭園の作庭上、重要な視点場として設計された場所といたします。

事業者は、大規模建築物等の建築等に係る事前協議の際に、眺望地点から事業地を眺望したシミュレーション図を作成し、庭園内からの見え方について検討いたします。

図面をごらんください。

向島百花園におきましては、眺望地点を三つ示してございます。

一つ目が、眺望地点1といたしまして、桑の茶屋跡。池泉の清らかな水景を茶屋から眺望する視点でございます。現在、茶屋はございません。写真にございますように、スカイツリー等も眺望できる地点でございます。

眺望地点2といたしまして、入口広場の眺望地点でございます。こちらは、お月見等の伝統ある催しを行う庭園の中心的な視点場でございます。

次に、眺望地点3、池泉南端の藤棚でございます。池泉南側から、水景全体を眺望する視点となっております。

以上、三つの眺望地点でございます。

これらの眺望地点等から大規模建築物の見え方をシミュレーションいただくよう、景観誘導区域（青線）を設定しております。

資料をおめくりいただきまして、各眺望地点からの建物の見え方のシミュレーションでございます。

眺望地点1、池の北側の桑の茶屋跡から南方向眺望でございますA地点。桜橋通り沿いの商業地域におきまして、総合設計制度の活用を想定した場合でございます。建物の高さは、おおむね65メートルとなります。写真に赤線で示しておりますのが、建物の見え方となっております。お手元の資料をもう1枚おめくりいただきながら、2枚あわせて見ていただきますと、わかりやすいかと存じます。

次に、眺望地点2でございます。入口広場から東方向の眺望でございます。B地点といたしまして、八広中央通り沿いの商業地におきまして、総合設計制度の活用を想定した場合、建物の高さはおおむね65メートルとなりまして、写真にあるような赤線で示させていただいている建築物の高さとなります。

次に、池の南側の眺望地点3から北方向の眺望でございます。鐘ヶ淵通り沿いの商業地域におきまして、同じように総合設計制度を活用した場合に、建築物の高さは65メートルとなりますので、写真の赤線のラインとなっております。

もう1点、眺望地点ではございませんが、D地点といたしまして、庭園から西方向の隅田川方向への眺望についてでございますが、庭園の特徴でもございます草本類や、さまざまな中低木や高木に覆われている状態でございますので、こちらの眺望は近景の状況となります。

これらのシミュレーションによりまして、景観誘導区域（青線）の設定の範囲をこちらの（青線）の設定という資料に示してございます。

景観誘導区域（青線）の設定範囲は、北側は鐘ヶ淵通りの道路中心線、東側は八広中央通り、こちらは明治通りから、四ツ目通りになります。それから南側、桜橋通り。西側につきましては、先ほどのD地点ということで、隅田川の中心線を青線の範囲といたしたいと考えております。以上が事務局案でございます。

引き続き、旧安田庭園もよろしいですか。

○河島部会長 どうでしょうか。1件ごとにやっていきましょうか。地名がいろいろ出てきますので。

○事務局 はい。

○河島部会長 それでは、向島百花園について、今回、いわゆる青線と呼んでいる景観誘導区域を設定することについて、その考え方と、それから、ラインの説明をいただきました。これについてご質問、ご意見等のある方はお願いします。

○古谷委員 よろしいでしょうか。

○河島部会長 どうぞ、古谷先生。

○古谷委員 これは、写真で見た眺望地点2とか3に集合住宅が写っていますが、これが既にかなり突出した形で写っているのですが、これは、次の地図上で言うとどの辺に建っているものなのですか。かなり近くに建っているのですかね。

○事務局 近くでございます。眺望地点3が池の南側から見る形になりますので、ちょうど明治通りがございます。庭園の北東側といたしますか、こちら側が明治通りで、その辺りに建っています。

○古谷委員 これは明治通り沿いに建っているというぐらいの感じですか。

○事務局 はい、そうです。

○寺沢景観担当課長 明治通りの対岸側です。

○古谷委員 その反対側に。

○事務局 はい。庭園自体が明治通りのすぐ側でございます。

○古谷委員 近くに立つと、結構低くてもインパクトが出ちゃうということですね。

○事務局 はい、そうです。

○古谷委員 それから、これで言うと、現在の赤線や紫線よりも外で、新しい青線より手前であっても、今、このシミュレーションのラインを65メートルと書かれたのは、今の地点で言うと、例えば鐘ヶ淵通りのあたりのことを書かれているので、それより手前のほうに何かもう少し低いものでも建ってくると、その65メートルの制限というよりは、手前のもののほうが効いてきちゃう可能性があると思うのですよ。

○事務局 そうでございます。

○河島部会長 景観誘導区域に指定されるとどうなるかということで説明してもらえますか。

○事務局 景観誘導区域に指定されますと、対象は大規模建築物の事前協議案件となりますが、それらの事前協議の際に、こちらの設定される青線の内側の範囲に建てる場合には、眺望地点からのシミュレーション図を作成していただきまして、建築物の色彩、形態、意匠等につきまして、協議させていただくという形になってまいります。

○河島部会長 大規模建築物等という規制緩和で容積率をアップできるような、そういう建築物に対して、よりきめ細かな景観検討を要求して、それを届け出てもらって協議するという形になるということですね。

○事務局 はい、そうでございます。

○河島部会長 一般建築物については、これは全く場違いというわけではなくて、一般建築物に対して、広く景観法の中で守っていただくべき、そういうガイドラインといったようなものが表示されているから、それは協力していただく、そういうお願いはできるということによろしいですか。

○事務局 はい。

○河島部会長 ただ、なかなか協力の度合いというのが、大規模建築物ほど一般規制に従うものについては、強くはやれる仕組みにはなっていないという、そういう理解でよろしいですか。

○事務局 はい、そうでございます。

○河島部会長 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

○田中委員 一つ質問なのですが、赤の外で青の内側の部分の建築物に関する屋外広告物の規制なのですが、これは多分、もしかしたら次の報告事項に関連するかもしれないですが、今話題になっているような明治通り沿いの建物に事後に屋外広告物を足すみたいな話になるときは、現在は、どういう規制が、かかっているのですか。

○事務局 今の規制ですと、屋外広告物の禁止の区域は赤線の内側になりますので、田中先生がおっしゃっている、この次の紫の線との間におきましては、屋外広告物の表示の制限という形で、禁止はかかっていない状況でございます。

○田中委員 そうすると、多分、今はこういう設定なので、明治通りの南西側の既存の建物に関しては禁止されていると。ただ、明治通りの対岸ですね。北東側の建物もあると思うのですが、これもかなり庭園からよく見えて、この屋上部分に関しては、今ご回答いただいたような規制が現在かかっており、場合によっては、以降報告いただく内容について変更される可能性があるということなので、とてもよく見えるところなので、仮に自家用とはいえ、こういうようなところの上にここが追加されると、景観上のインパクトが大きいに思われるのですね。ですから、それを何らかの方法で制御できるのであれば、ぜひご検討いただけるとありがたいというのが私の意見です。

○河島部会長 いかがですか。

○事務局 屋外広告物条例施行規則として平成22年2月に施行させていただいておりますが、まず、墨田区さんは景観計画を平成21年11月に施行しておりますので、そちらの屋外広告物の表示等の制限をより確実なものにするためということで、禁止区域を設定して、本

案の東京都屋外広告物条例施行規則で位置づけている状況でございます。

当時は、この赤い線の内側がより規制が必要だという判断で、規制をしております、墨田区といたしましても、この紫線までの間の明治通りの東側のほうに関してはそれほど必要ないだろうという判断をされたのではないかと考えられます。将来的なことを加味して、必要であるかどうかという現状も把握しながら、検討の必要があればさせていただきたいと思っております。

○河島部会長 この墨田区の赤の外側という必要はないかもしれないけど、紫の内側における屋外広告物の表示等の制限は具体的にどういう制限がかかっていますか。

○事務局 景観計画上の制限になるのですが、読み上げさせていただきます。具体的には色彩の範囲を設定しております。基本的には、東京都景観計画の基準を満たした形にはなっております。

区の景観計画では、歴史・文化景観拠点という名称になっております。歴史・文化景観拠点の旧安田庭園、向島百花園における屋外広告物の制限といたしまして、規制の範囲が、歴史・文化景観拠点の屋外広告物規制区域内における地盤面からの高さ15メートル以上の部分（高木の高さを超える範囲）では、建物の屋上につきましては、表示内容、自家用、公共公益目的、非営利目的のものに限る。屋上設置の広告物、地盤面からの高さ15メートル以上の部分では、広告物を表示、又は設置しない。壁面設置等の広告物、広告物にネオン、フラッシュライトなどの光源を使用した広告物は掲出しない。庭園の歴史的に蓄積されてきた景観の背景であることに十分に配慮した広告物の表示内容、レイアウト及びデザインとする。広告物の色彩、屋外広告物の色彩は、庭園の眺めの背景に調和させるため、低彩度を基本とし、一つの広告物として掲出する表示面積の3分の1を超えて使用できる彩度は、こちらにありますマンセル値の範囲とする。それから、制限例外がございます。建物の背後など庭園内から見えない屋外広告物（自家用）、公共公益目的、非営利目的のもの）については、上記の制限にかかわらず、表示できるとしております。

○河島部会長 ということは、この赤のところは、赤の内側については、これは東京都の規制なわけですけれども、高さ15メートル以上の部分において、掲出される屋外広告物は一切禁止だということよろしいですか。

○事務局 赤線の内側については、そのとおりです。

○河島部会長 それで、墨田区のほうで自家用広告物などについては許容し得る、あるいは、点滅するような、光るようなものでしょうか、そういったものとか、色彩がどぎつい

とか、そういったもので穏やかなものは墨田区のほうは認められるけど、赤の範囲に入るととにかくだめと。

○事務局 そうです。

○河島部会長 それだけ厳しい屋外広告物規制を都はやることにしたので、その代替的な措置として、今もやっているかどうかはわかりませんが、その当初は、撤去費などについて、補助金なども出しながら屋外広告物の早期撤去を図った。屋外広告物の許可というのは時限的な許可ですから、更新のときには、もう一切だめという、相当墨田区の規制よりも厳しい規制をかける前提での赤の範囲ということなので、余りむやみに広げるといふことについて、一定のそういう補助金やなにかの事業とか、そういうこともありますので、恐らく東京都としては、やや厳しい規制はするけれど、いたずらに広げるといふことではなくて限定的にした。

今回、この向島百花園の場合については、田中先生ご心配の明治通りのほうでしたかね。

こちらのほうについては、水戸街道につながるほうとか、そういった間に含まれるエリアについては、都のほうの規制ではなくて、墨田区の規制で、少し緩やかに、でも、しっかりと墨田区のほうで見ていただくという、そういう対応になるのかなということだと思うのですがね。その辺が本当にそれでいいのかどうかということについては、一致していただく方がいいのではないかと、そういう意見は、それはそれであるかと思うんですけど。

○田中委員 よろしいでしょうか。

○河島部会長 どうぞ、田中委員。

○田中委員 今、ご説明があったように、赤線の都の規制などがあって、墨田区のほうの紫線があって、それで青線があるという考え方はよくわかるのです。

おそらく墨田区が、景観行政団体としていろいろと取組をされているので、まず一義的にはそれが尊重されるべきだと思いますので、墨田区が、仮に、例えば、紫線のエリアを用途境まで拡張されるということをお考えであれば、それを妨げるものではないというのは私の個人的な意見で、ぜひそのような意見があったということを墨田区にもお伝えいただきたいのです。おそらく、赤線の部分を拡張するかどうかというのは、その次の段階に都で検討する事項だと考えます。

ただ、現状として、この庭園自体が直接明治通りに面していて、その部分は視点場が通っていて、その対岸に既存のかなり高い建物があるということが、認識されたというこ

とを共有していただいて、これを中長期の中期的な課題として取組んでいただくとよろしいのかなと思います。（*会議後、墨田区に委員の意見を伝えたところ、紫色・赤線とも用途境まで含んでいることが判明。）

○河島部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

よろしければ、次の旧安田庭園のほう、お願いします。

○事務局 では、次の旧安田庭園に移らせていただきます。

お手元の資料を、おめくりいただければと思います。

向島百花園と同じように、旧安田庭園につきましても眺望地点を設定してございます。こちらの庭園も平坦な庭園でございます。まず、眺望地点1といたしまして東門。東門から庭園への導入部として重要なポイントでございまして、池全体の奥行きを眺望できる地点となっております。

次に、眺望地点2でございます。こちらは建物の南側でございます。この建物でございますが、作庭の当初に、こちらに屋敷がございまして、そこから池を見渡す重要な視点場となっております。現在は、池を眺望できる庭園内のメインの休養スペースでございます。

眺望地点3で、両国国技館のほうから入ります西門でございます。西門から庭園へのアプローチであり、庭園の導入部として重要な視点場となっております。

眺望地点といたしましては三つでございます。先ほどの向島百花園と同じように、隅田川沿いに高速道路がございまして、そちらを眺望する地点の写真を載せております。こちらは、庭園内の樹木のすき間から、首都高速道路が視認されるという状況でございます。

次に、これを踏まえまして、景観形成誘導区域の設定の考え方でございます。

東門の眺望地点1から南方向の眺望でございます。A地点、こちらの商業地域におきまして、総合設計制度の活用を想定した場合に、建物の高さは65メートル、写真には赤い線で示しております。

次に、眺望地点2でございます。こちらが建物の南側から東方面の眺望でございまして、三ツ目通り沿いの商業地域におきまして、同じく総合設計制度の活用を想定した場合に、建物の高さはおおむね70メートルになります。写真に示している赤い線でございます。

次が、眺望地点の3、西門から北方向の眺望でございまして、C地点、清澄通り沿いの商業地域を想定してございます。こちらにつきましましては、建物の高さは70メートルが想定されます、赤線で示しております。

もう一つ、眺望地点ではございませんが、隅田川を越えた台東区側になりますが、江戸通り沿いの商業地域での総合設計を想定した場合の建築物の高さは65メートルとなりまして、写真上に赤い線で示しております。高速道路より少し上になるかと思えます。

旧安田庭園の景観形成誘導区域設定の範囲でございますが、北側が清澄通りの道路中心線、それから、東側が三ツ目通り、南側がこちらは堅川という川になります。西側は、隅田川を越えまして江戸通りまでの範囲を、事務局案としてお示ししております。以上でございます。

○河島部会長 それでは、旧安田庭園についての、景観形成誘導区域の設定の考え方を、ご説明いただきました。これについてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○高見委員 よろしいでしょうか。

○河島部会長 どうぞ、高見先生。

○高見委員 先ほどのとも共通の質問なのですが、事前協議にシミュレーション図を持ってくるわけですが、多分それで協議をなさって、意見が合わないときは最終的にどういう決着になるのでしょうか。つまり、都のほうは、余りぐあいがよくないのではないかと行って、この基準に照らすとね。長大な壁面があるよとか言ってみても、いや、こんなものは長大じゃありませんというふうになったときには、最終的にはどうなるのですか。そういうのは幸いにもないということでしょうか。

○事務局 案件によっては、高さをもうちょっと低くできないかという協議ですとか、壁面を分割できないかというのをやって、大規模のものは許認可手続と連動していますので。

○高見委員 ちょっと心配なのは、みんながいい人ばかりではなくて、やっぱり頑張っちゃう方とか、考え方の違う方もいないとは限らなくて、そういうときの手段があるのかなのか、ということだと思っております。

○河島部会長 さっきも説明いただいたように、これは大規模建築物等に対する規制誘導であって、大規模建築物等は、規制緩和が法律的に許可などによって、あるいは都市計画の決定などによって行われるもので、そこにおいて、行政側の主導権が非常に強いんですね。この景観誘導の事前協議というのは、そういったものの手続に入る前に、これはちゃんと条例上届出をする、届出でいいのですか。事前協議の申し出というのかな。

それを手続としてはその前にやるということなので、事業者の立場からすれば、ぐずぐず、自分たちとしては本当はこちらのほうが正しくて、これでもいいはずだなんて思って、それを通そうとすると、時間がかかってしまって、それで、実態的には、行政側からの指

導をそんなに無視できなくなるという構図には私はなっていると思いますね。それで比較的うまくいっているのかな。

ところが、難しいのは、やはり、一般建築物で、いくら景観計画を東京都がつくって、本来あるべき姿を提示しても、なかなかそれがそのとおりには。

○高見委員 そうですね。

○河島部会長 このところが非常に難しい。今の景観行政の限界なのではないかなという感じはしますけど。この大規模建築物等については、そういう面では比較的うまく機能しているのではないかなと私も思います。

○高見委員 わかりました。ここで議論したことが実行という面で、すごく担保されているということがよくわかりました。

○河島部会長 いたずらに行政側が譲らなければいけないような構図とは、ちょっと違うのかなと思うのですね。

ほかにはいかがですか。

それでは、これは審議事項でございますので、取り仕切りをさせていただきたいと思えます。

今回の議題として提案されている向島百花園、それから旧安田庭園、この両文化財庭園の周囲に、提示されたような景観誘導区域を設定して、今後の周辺の景観誘導を行っていくという、そういうご提案ということだと思いますが、これらの案で進めるということではよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

○河島部会長 ありがとうございます。では、そのように決定したいと思います。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

次は報告事項で、1番目、「大規模建築物等の事前協議制度における屋外広告物に関する基準について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料2をご覧ください。

まず、現状では、都市開発諸制度等を活用して計画される大規模建築物等につきましては、「大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準」により、設置位置や規模等に、屋外広告物条例よりも厳しい規制をかけております。

参考に、下の図に、大規模の屋外広告等に関する基準を示しております。

屋外広告物条例では、許可を受けて設置できる広告物でも、大規模の場合は、この下の

点線、3階を超える部分または地盤面からの高さが10メートル以上の部分につきましては、屋上広告物の設置を禁止したり、また、壁面広告物についても、テナントとして入る自家用の広告物に限定した上で大きさを規制したり、また、光源の点滅や窓面の内側からの広告物の表示を規制しております。

ただし、駅前の市街地再開発事業などは、個別判断によりましてこの基準を緩和して設置を認めている事例があります。

別紙のほうに幾つか事例を示しておりますが、一番上が立川駅北口、その下が府中駅前の再開発事業になりまして、これらの事例につきましては、広告の設置する位置ですとか、また、統一された大きさにするなど、事前に協議した上で設置を認めております。

そのほかにも、幾つか現在協議中の案件もあります。

資料2の右側ですけれども、課題としては、今後も駅前の開発、品川駅の北周辺ですとか新宿、池袋など、駅前開発が動いていく中で、やはり、こうした立地では商業施設が多く入ることから、にぎわい形成を目的としまして、10メートルを超える部分への自家用広告物設置の要望が多く出ているところです。

大規模建築物等の一律の景観形成基準を緩和する手段としましては、渋谷駅や、現在歌舞伎町で検討しています「特定区域景観形成指針」の策定により、一般の基準によらないことができる仕組みがあるのですけれども、最近では、広告物の緩和のみを目的として、指針策定を考えるとといったような相談が増えている状況にあります。

それで、今後の対応の方向性としましては、まず、屋外広告物につきましては、情報の提供や活気、にぎわいの演出など、街の表情をつくり出す景観要素の一つであるため、立地特性を踏まえまして、にぎわい形成への寄与や良好な景観形成の配慮がなされている場合につきましては、こちら、壁面に設置する広告物を対象としまして、基準を緩和できるよう、景観計画の「景観形成基準」を変更していきたいということを考えております。

基準の緩和に当たりましては、広告物による景観形成の考え方ですとか、広告物の形状、面積、また、色彩、意匠などに関する統一的な自主基準を設定するとともに、管理体制など自主基準の遵守に関する措置などの事項についても、事業者に定めさせ、にぎわい形成や良好な景観形成に寄与すると知事が認めた場合を対象として、条件を付与した上で適応したいと考えております。

これにつきましては、本日、方向性や留意すべき点などにつきましてご意見を伺いまして、問題がないようでしたら、次回以降、知事が基準の緩和を認める際の具体的な確認事

項等についてご審議いただきたいと考えています。

事務局からの説明は以上です。

○河島部会長 それでは、報告事項という位置づけでありますけれど、大規模建築物等の事前協議制度における屋外広告物の取り扱いについて、にぎわいを生み出すなどの観点から、今までの基準の考え方を少し柔軟化していく必要があるのではないかとというふうに考えているということで、それについての見直しの方向性について、今、説明がございました。これについてご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

内藤先生。

○内藤委員 僕個人の意見としては、報告扱いなので言いたいことを言わせてもらいますが、変えなくてもいいのではないかと考えています。一旦緩めると、後が大変ですよ。せっかく東京都が努力して広告条例を頑張ってやってきている経緯があります。前にも言いましたが、首都高速に乗ると、町金融の看板がずらっと並んでいるような話が随分なくなってきた、頑張ってきましたよね、そこに関しては。やっぱり商業者は自分のことしか考えないので、あの手この手でやってくるでしょう。ちょっと緩めるとどんどんいきそうな気がして、大変心配をしています。

一方で、個別に考えると、むしろ区市がどう考えるかということがすごく大事になってくるので、それを尊重するような、後押しするような決め方というのはあるのではないかと考えています。

文京区の景観審の委員長をやっていたときに広告物条例の話が出て、文京区は文教地区なので、かなり厳し目に決めた記憶があります。

一方で、同じことを渋谷でやっていいかということ、それはまた逆で、商業地と文教地区とでは、やっぱり区によってカラーが全然違いますので、東京都が、いわゆる区の個別性とか色の出し方をどう後押しできるか、というところが大事で、一般に緩めていく姿勢を見せるのは本当にいいかどうかというのは、多少これに関しては疑問に思っております。

以上です。

○河島部会長 ありがとうございます。他にはいかがですか。田中先生。

○田中委員 今の内藤先生の意見に反対するものではないのですが、ただ一方で、課題の2番目に書いてあるように、これの緩和のみを目的として特定区域景観形成指針を策定するというのがたくさん来るといえるのは、余り健全ではないようにも思うのですね。

ですから、内藤先生がおっしゃったように、景観行政団体がきちんと対応するというこ

とを前提に、もう少し広告物、こういうことにテーマを絞った地域ルールみたいなものが運用できる、それを検討するという方法もあるのかなと思います。

次に、仮に今ご提案されているような方向でやるということになると、認定基準やガイドラインを作成するということになると思うのですが、これも、基準の内容をどうするのかとか、それをどう運用するのかというのが非常に難しいなと思っています。というのは、本件に関わるような開発事業で設置される広告物は、事後に広告物を掲出する物理的デバイスはそのままだけでありながら、掲出・投影されるコンテンツが変わるということがありまして、コンテンツによって、景観上のインパクトがにぎわいに寄与したり、逆側にしたりするわけですね。こういうものをどう制御できるのか。そうすると、仮に、ここにある管理体制についても、ある種の責任を担って一定の持続性を持つような、法人格を持ってきちんと持続性の担保された担い手が担当するとか、何か考えないといけないのではないかなというふうに思います。

次に、あと2点ほど懸念していることがあるのですが、1点目は、最近、香港とかシンガポールとか、海外の都市を見ていると、広告物とはいえないような動く照明を備えているビルがかなりあります。照明の内容によっては一定のサインを含むものがあって、これが照明を拡張したサインを内包するものなのか、照明の形状の広告物なのかというのは、非常にグレーな部分がありますので、この機会にそのことも考えていただければと思います。

それから、屋上広告物の規制は、屋上という、パラペットの上面に地上付近から視認できるというのが対象だと思うのですが、羽田へのアプローチが変わりますので、パラペットの内側におさまり、もしかしたら、上空からしか視認できないけれども、かなり過激に動くようなものが既存の建物の上部に設置されることがあるかもしれません。その場合に、これはどのように扱われるのかという疑問がありまして、これらの今まで想定されていないものについても、ぜひ、例えば夜間景観のことや広告物の制度をいじられるときに、一緒に検討していただければと思います。

以上です。

○河島部会長　ありがとうございました。他にはいかがですか。

○古谷委員　よろしいですか。

○河島部会長　古谷先生。

○古谷委員　先ほどの内藤先生のおっしゃったものと少し関連するのですが、私は、これ

はそもそもやめたほうが良いというぐらいのところまでは考えていなかったのですが、そこまではないのですが、基準の緩和に当たってという、方向性の一番最後の5行書いてあるなかに、緩和するに当たって、さまざま統一的な自主基準の設定とか、管理体制など自主基準の遵守云々というのを、事業者に定めさせると書いてあるのですが、これは、それぞれの事業者が、それに対する統一的自主基準をつくるというやり方でいいのか、それとも、先ほど話題に出たように、例えば区とか、そういう景観行政団体のレベルぐらいである程度そういうものを指針として持っていて、さっきの文京区は文京区なりに、渋谷区は渋谷区なりにみたいなもの、それぞれ、上位のところを持っていたほうが良いのではないかなという感じもするのですね。つまり、単体の一個一個の事業者に、ちゃんとそういうことを決めてくれればそれでよしとするというのでは、さっき言ったような地域性とか地域全体で景観形成するということに対して、必ずしも有効に働かないような感じがします。

○河島部会長 ここに書いてある統一的な自主基準というのは、その建物全体の統一性ということですか。

○古谷委員 みたいですね、これを見ていると。

○事務局 そうです。

○河島部会長 そういうことなのですね。

○事務局 はい。

○河島部会長 余り地域的な視点はここには含まれていないと。

○事務局 そうです。

○河島部会長 あくまでも単体の話なのですね。

○寺沢景観担当課長 はい。

○河島部会長 わかりました。

○寺沢景観担当課長 例えば、丸ビルで三菱地所がルールを定めるとか、そういうイメージです。

○古谷委員 隣のビルはまた違う自主基準かもしれないという。

○寺沢景観担当課長 そうです。

○河島部会長 はい、内藤先生。

○内藤委員 これはいわゆる量のコントロールではなくて質的なコントロール。景観行政全般は質的なコントロールなので、これは難しいですよ。あるところでもいいと言って、あるところでだめということが、本当に言えるかどうか。こういう自主基準だったらいいで

すね、こういう自主基準だったらだめですねと言えるかどうかですよ。もし言えないとすれば限りなく拡大していくでしょう、歯止めなく。そういうところがあると思いますね。

なので、ひょっとしたら、検討すべきは、ここの随分前に苦労してつくった景観計画。景観計画ぐらいのレベルで、この地域はこうです、こうですという錦の御旗がないと、商業者に限りなくしてやられるというのが予想されるので、何かそういう骨太の話、都がやるべきは、骨太の話をやっておくべきなのかなと。

個別認定に関しては区の行政に任せると言うか、具体的な話はやらせてもいいのかなという気はしますけれども。

○河島部会長 他には、よろしいですか。

加藤先生。

○加藤委員 質問です。

区との連携という話が出たのですが、例えば港区では、今年度に広告のガイドラインを策定していて、審議をしているのですが、そのあたりは各区との、東京都はこういうことを考えているよということの説明とかやりとりというのは現在あるのでしょうか。

○事務局 これからやっついこうとは考えていますが、現時点ではまだです。

○加藤委員 港区のガイドラインはかなり質の話に言及をしていて、商業地が多いということもあるので、そこを頑張ろうとしているのですけれども、今のお話にあったように、区の考えていることと、これが本当にうまく合致するのか、やり方としてふさわしいのかというのは、検証が要るかなというふうに感じました。

○河島部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

さっき、説明の中で、壁面に設置するものについては、少し緩和してもいいかなというようにお話があったのですが、私も、大規模建築物等というのは、先ほど来お話ししているように、容積緩和を受けて建てられる建物なので、屋上広告物を営利的な目的で何かやるようなことまで許すようなのは、余りふさわしくないのではないのかなと。そういう規制緩和によって、初めて、その位置、高さまで突出した形でペントハウスなどがあって、あるいは工作物を建てれば、視認性が非常に広い地点から得られるものができるという、そういう特性を持つわけですから、屋上広告物についてまで、余り緩やかにしないほうがいいのではないかなという印象を持ったのですが、今は、屋上広告物についても緩めるような考えをお持ちなんですか。

○事務局 屋上広告物については、引き続き提出を禁止するようしていきたいと考えております。

○河島部会長 大分いろいろなご意見、やはり、これまでやってきた屋外広告物に対する景観誘導の成果がそれなりにあったという、そういう認識に立つと、緩めるということのリスクというのが、非常に懸念として感じられるというご意見が結構あって、その辺をうまくやっついていかないと、やるにしてもうまくやらなきゃいけないのではないかと、そもそもやる必要があるかどうか、ということも含めて、十分慎重に検討する必要があるのではないかなというご意見かなと思います。ぜひ、事務局のほうで、本日の各委員の意見を踏まえて、さらに検討していただきたいというふうに思います。

本日のところはこのぐらいの議論でよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

○河島部会長 では、そのようなことで、報告事項の1については終了したいと思います。

それでは、報告事項の2番目の「東京都景観計画」によるこれまでの取組の報告をお願いします。

○事務局 報告事項2点目ですが、平成19年の東京都景観計画の策定から10年が経過しまして、これまでの取組の振り返りということで、届出制度と事前協議制度の実績を整理しています。次回以降は、この資料などをもとに、これまでの取組の成果を整理するとともに、これまでの取組で見直すべき点ですとか追加すべき点、また、本年9月に公表しました都市づくりのランドデザインの実現に向けて、必要な取組などについてご意見をいただきながら論点を整理しまして、最終的には東京都景観計画に反映していきたいと考えておりますが、本日はその基礎資料となるものについてご説明させていただきます。

○事務局 よろしくお願いたします。

お手元の資料3をご覧ください。

まず、届出制度の実績について、紹介させていただきます。

これまでの施策の経緯についてですが、平成19年3月に「東京都景観計画」及び「東京都景観色彩ガイドライン」を策定し、小石川後樂園等の文化財庭園等周辺や小笠原の父島二見港周辺を順次、景観形成特別地区に追加してまいりました。

次に、これまでの実績についてですが、都は平成19年から平成28年にかけて、計1,019件の届出を通した景観誘導を行ってまいりました。

これまでの届出があった行為の場所を、地図上にプロットしたものが中央部左側及び右

側の図になります。

また、地区別案件数の推移について整理したものが、資料左下の棒グラフになります。

届出件数自体は減少傾向にございますが、こちらは、右の景観行政団体への移行年表にお示しするとおり、区市が景観行政団体に移行していることに起因しております。

現在、都内区市町村のうち、19区6市が景観行政団体に移行しております。

また、届出制度の対象となる行為については、建築物の建築等のほか、工作物の新設等や開発行為、土地の開墾等となりますが、これまでの届出件数の9割が、建築物の建築等で占められております。これについてまとめているものが、右下の円グラフとなっております。簡単ではございますが、以上が届出制度の実績となります。

続いて、事前協議の実績について、ご紹介させていただきます。

資料を1枚おめくりください。

これまでの施策の経緯としましては、平成19年3月に景観計画を策定し、小石川後樂園等の周辺を景観誘導区域に順次追加するとともに、東京駅丸の内駅舎を眺望の保全に関する景観誘導区域とし、平成21年3月に皇居周辺地域の景観誘導区域を追加し、デザイン協議を開始しております。

また、平成23年3月には、大規模建築物等景観形成指針の特例として、「特定区域景観形成指針」の仕組みを創設いたしました。

そして、同年8月に、「渋谷駅中心地区における特定区域景観形成指針」を認定いたしました。

その後、平成27年4月からは、都市再生特別地区をデザイン協議の対象とするとともに、デザイン協議の段階的な実施を開始いたしました。

次に、これまでの実績についてですが、都は平成19年度から平成28年度にかけて、計316件の事前協議を通した景観誘導を行ってまいりました。

これまでの事前協議のあった行為の場所を、地図上にプロットしたものが、中央部左側及び右側の図になります。

また、都市開発諸制度の種類ごとに、案件数の推移を整理したものが、資料左下の表となります。

また、制度別案件数の割合を整理したものが、資料右下部分の円グラフになります。

高さ別で、案件数の割合を整理したものが、資料右上の円グラフでございます。

また、デザイン協議による景観誘導について整理したものを、資料右下にまとめてござ

います。

計画部会の案件数としては、これまで計30件。このうち、皇居周辺地域が25件、都市再生特別地区が5件ございました。ただし、この数字は案件数であるため、変更案のご審議や、報告事項については含まれておりません。

変更案等についてご審議いただいたものや、報告事項を含む数字については、表の下の東京都景観審議会（計画部会）の意見概要について、ご覧ください。

平成21年度から28年度にかけて、計53件のご審議等を行っていただきました。これらのご審議等のご意見をまとめたものが、以下に示されているものとなります。

簡単ではございますが、以上が事前協議制度の実績となります。説明は以上です。

○河島部会長 それでは、景観計画について、現在、レビューと必要な見直しをしていく、というような作業をやっていただいておりますが、その一環として、景観計画によるこれまでの取組ということについて、説明がございました。これについてご質問がありましたらお願いします。

○内藤委員 質問ではないですが、今までよくやってきましたね。

○河島部会長 ありがとうございます。

○内藤委員 この間も言いましたけど、非常に頑張ってこられたので、10年という節目で、何かのまとめをされたほうがいいのではないかとということ。それは、庁内への認識も深めていただきたいのと、それから、開発事業者への認識も深めるというのが、行政の大事な部分じゃないかなと思いますので、何かの形でまとめていただければと思います。内外にわかりやすく。もっと言うと、都民にも何か伝わるような形でまとめられることを希望いたします。

○河島部会長 田中先生。

○田中委員 質問なのですが、今ご説明いただいたこの2枚のページまでの内容や、特に、後半、最後にご説明いただいたデザイン協議による景観誘導の実態について、これを超えるような内容というのを、ホームページ等で公開されるご予定はあるでしょうか。

○事務局 現在公開しているものは、皇居周辺のデザイン協議については公開しているのですが、ほかの案件はまだ公開していません。先ほど、まとめたほうがいいというご意見もいただいたので、今後ホームページ等で公開するように、資料は精査していきたいと考えています。

○田中委員 まず、この資料3にある内容、きょうの計画部会に出されているものなのです

で、おそらく情報公開等の対象になると思うので、一応この内容を積極的にホームページ等に掲出されたいかがかなと思います。

それからもう一つ、意見というか要望なのですが、この間、質的な内容でいろいろな議論をして、事業者が計画内容を変えてきている。これは恐らく、ガイドラインに書かれている内容を、こういうふうに解釈してということで、ある種のコミュニケーションがあって、事業者も積極的に対応されてきているわけですね。ですから、その成果というのが、事後的にわかりやすく、非常に公開性が高く見えるようになってきていることは、とても大事だと思っています。とりわけ、この計画部会での事業者とのやりとりというのは、事業をやる前の段階なので、非公開としているわけですが、そこでどういうやりとりがなされて、どういう変更がなされたのかというのは、事後的に検証ができるようなもののほうがいいですし、おそらく、建物が建った後には事業者の不利益になる事柄はほとんどないはずなので、その辺は精査していただいた上で、積極的に公開していただきたいなと思います。

例えば、私の知る限りでは、東京都の方が、景観法10年で国交省の委員会に出席されたときのパワーポイントの資料というのが、国交省のホームページで若干見ることはできます。それから、渋谷に関しては、一定程度進んだときに1回展示会をされて、変更の過程というのを掲出されたのですが、なぜかその資料は、ホームページ上で見られないのですね。ですから、そういうものは、やはりすごく大切なことだと思いますし、おそらく、海外のデザインレビューをやっているC A B Eだとか、アムステルダム市美観委員会とか、ああいうようなところは、そういうものが全部見られるので、一般の方を含めて学ぶことができる訳です。事業の方や建築者の方が、計画部会でどのような議論がなされて、どのように景観計画を即地的な事例に照らして解釈しているのかを、透明性を高めて公開する仕組みというのを、ぜひご検討いただければと思います。意見です。

○河島部会長 ありがとうございます。

○古谷委員 よろしいでしょうか。

○河島部会長 古谷先生。

○古谷委員 私も全く同感ですが、さっきの30案件のうちで、竣工したのは何件なんですか。

○事務局 早い年度のものは、竣工しているかと。

○古谷委員 半分ぐらいですか。

○事務局 半分もいかないです。

○古谷委員 半分はないか。この表は非常によくまとめられて、数値的にもデータの的にもまとめられているのですが、簡単に言うと、景観の問題ですから、ビジュアルな資料ですよ。こういうふうにできましたという姿が見えて、それに至るまでに、部会等で出た意見がこのように反映されて、結果こういうものになりましたという、その前の段階のものまで見せられるかどうかはわかりませんが、結果としてできたものに関しては、こういう点の要望、あるいはアドバイスが反映されて、こういう結果になっていますよというのが、目に見えるビジュアルな資料として、何かどこかで公開されるといいなと思います。

○河島部会長 ホームページで、一定程度ですが、計画部会の審議が終了したものについて、計画部会はどういう意見を出して、結果どういうデザインになったというのは出していましたよね。

○寺沢景観担当課長 はい。東京都のホームページに、皇居周辺地区で完成したものについては主な意見や、従前、従後のパースなどがあります。

○古谷委員 従前も出ていると。

○寺沢景観担当課長 はい、従前も出ています。こういう意見をいただいて、こうなったというのが、A4の資料5枚ぐらい各事業で出しております。

○古谷委員 失礼しました。

○寺沢景観担当課長 ホームページ上のわかりにくい場所にあるというのが、原因かもしれないです。

○古谷委員 ぜひ、その10年の取りまとめをされるときの資料に、わかりやすく反映してほしい。

○河島部会長 それはそうですね。手続としてこういう足跡をもって、こういうデザインになりました。という事実を示すという目的なら、今のホームページの掲載でいいのかもしれないけれど、東京都が取り組んだ景観計画、そして、景観行政がどういう成果を上げたかというような視点で見たときに、少し取りまとめ方、あるいは、強調の仕方、そういったものは、都民によりわかりやすくするという視点からも、工夫したほうがいいのかもしれない。今はそういう部分が、余りわかってもらいたいという気持ちが、伝わらない状況にあるような気もしないではないですね。

内藤先生。

○内藤委員 例えば、丸の内の広場がオープンしますね。あれ自体はちょっと違いますけど。あそこで眺望点を設けたことで、行った先のところに簡単には建たないようにって

いて、八重洲三兄弟もかなり文句を言ってやってもらったとか、ものすごく成果は大きいと思うのです。計画部会がなければ野方図もいいところで、都市再生特区が立ち上がって、ほとんど歯止めがきかないで行ったという。これはこの場があったがゆえに、丸の内も超高層もかなりコントロールできましたし、それから、渋谷は渋谷なりで、また個性を持つことができたというふうに思います。

それから、私は渋谷のほうで、いろいろやっていますけれど、上に計画部会があるのでみんなが言うことを聞いてくれるという側面が極めて強い。事業者は猛獣みたいなものですから。ともかく1円でも多くもうけたいというのが事業者で、それは私中心なわけですよ。それをどうやったら公共側に顔を向けさせられるかということに関しては、この部会があること自体が非常に大きい役割を果たしていると思っています。その成果は絶大だと思っています。それを一般の都民の方にわかりやすいように、10周年で仕立てあげていただければと思います。

○河島部会長 ぜひ、行政サイドで、それはしっかりとやっていただくと同時に、各委員の先生方も、行政の立場だとなかなか言いにくいところもいっぱいあるかもしれませんので、折に触れて宣伝していただけたら、ありがたいなというふうに思います。

他にはいかがでしょうか。

○高見委員 関連して、先日ちょうど、都のホームページのその辺を大分あさった経験があるのですが、ビジュアルの資料が、全部が出ていないように思ったのですが、思い違いでしょうかね。何か出せない理由があるのか。そうではなくて単に出ていないのかと思ったのですが。竣工したもの全部という仕切りでもないように思いました。

○高見委員 四谷なんかは、かなり詳しく出ていたと思うのですが。

○事務局 そうですね。

○河島部会長 協議終結したもので、出していないものはあるのですか。

○事務局 当初は段階的協議ではなかったので、1回かけて、その意見と対応という形で公表しているのですが、段階的協議案件は、いつ公表するかというタイミングもあります。

○高見委員 そういうことか。

○河島部会長 そうですね。あと、たしか景観審議会に資料を報告してからかと。

○事務局 そうですね、手続としては。

○河島部会長 報告した後、ホームページに掲載する、そういうルールでやっていたよね。基本的に選別はしていないと、私は認識していたのだけれど、網羅的にとにかく協

議が終了して、こういうふうに協議が終了しましたという報告を景観審議会にしたら、直ちにホームページに掲載するという、そういうルールでやっていたと思うのですが、それで間違いないですか。

○事務局 そうですね。

○河島部会長 そのルールに、まだうまくはまっていないのが、未掲載になっているということじゃないですか。

○事務局 そうです。

○高見委員 公開されているものの範囲でしか、物事がしゃべれないなと思って、ぱっと調べていたのですが。

○河島部会長 なるほど。他にはいかがですか。

○田中委員 今の高見先生のご意見と、私も同様のことでして、数カ月前にかなり探索して、そのときに先ほど申し上げたものを見つけたのですけれども。

おそらく、事後にこのように公開されるというのを、あらかじめ決めておくというのが、もう一ついい方法かなと。例えば、ここの協議を終了するとき、事業者の方に公開される資料をちゃんとつくっていただいて、最初にどのような提案をして、どのような意見があって、どのように改善しましたというプロセスの分かる資料をPDFでつくっておいて、それを都が当面の期間預かっておいて、竣工したらそのまま載せますよとか決めておけば、都の負担も少なく、きちんとそのトランスペアレンシーが確保できる。

○内藤委員 なるほど、それはグッドアイデアかもしれない。要するに、マニュアルをきちんとつくる。提出資料のフォーマットをつくる。

○田中委員 それをあらかじめ示して協議に入る。協議に乗る以上は、それをきちんと最後に提出し、全ての事前協議プロセスが終了する。そういう仕組みですね。

○河島部会長 卒業作品を公開するみたいな。

○内藤委員 マニュアルをつくっておくのはいいかもしれないな。手間を減らすフォーマットみたいな。わかりやすいし。

○河島部会長 どうですか、事務局が飛びつきたくなるような提案ではないかと思えますけど。

○寺沢景観担当課長 はい。大変ありがたいご意見をありがとうございます。

○河島部会長 他に、よろしいですか。

それでは、報告事項の2番目「東京都景観計画」によるこれまでの取組についての報告

は以上で終了したいと思います。

○河島部会長 もう一つ。最後に、議題としては以上で終了するわけですが、会議の冒頭で公開、非公開の話をさせていただきましたけれど、若干、今までのやり方は少しスマートでない部分があるなというふうに感じております。今後の計画部会の公開、非公開について、でございますけれど、皇居周辺などにおける大規模建築物等の景観誘導に関する事前協議案件の審議について、「東京都情報公開条例」第7条第3号に規定のある法人その他の団体に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位などが損なわれると認められるものという項目に該当する、事前協議案件というのは、全てこの項目に該当するというふうと考えられます。今まではその都度、会議の冒頭で、非公開ということについて了解をいただいているという、そういう手間をかけていたのですが、計画部会の審議の進め方については、計画部会で仕切ることができるというふうに聞いておりますので、そういった事前協議の個別案件については、事業者が当然のごとく、それを公開でされては困ると考えられるもの、ほとんど全てだと思いますけれども、そういったものについては、その都度非公開を取り仕切るのではなくて、今後の会議において一律的に非公開にするという、そういう取決めをあらかじめ計画部会でつくっておくことによって、その辺を一々やっていく必要がなくなるということ。それから、計画部会の開催について、ホームページで東京都は開示をして公開しているわけですが、そのときに、この会議は非公開か公開かということも、あらかじめ入れやすくなるということもございますので、計画部会は非公開のものが多いわけですが、本日のように、公開にできるものもなかには含まれますので、基本的に大規模建築物等の景観誘導に関する事前協議案件の審議については、非公開とするということを、ここで取り仕切らせていただけたらありがたいのですが、いかがでございますか。

(「異議なし」との声あり)

○河島部会長 ありがとうございます。では、そのように、今後は取り扱わせていただきたいと思います。

他には、特に議論することはないようでございますので、本日の景観審議会計画部会は、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。